

千葉県告示第1029号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関から辞退の届出があったので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和5年12月15日

千葉市長 神谷 俊一

【薬局】

名称	住所	辞退年月日
メイプル薬局 京成稲毛店	千葉市稲毛区稲毛東2-3-32	令和5年9月30日
タカダ薬局あおば店	千葉市中央区矢作町828-5	令和5年9月30日
そが駅前薬局	千葉市中央区南町2-15-3	令和5年9月30日